

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第一回〇號

昭和十四年六月一日
明和十四年六月十一日
（毎週一回水曜日發行）

五錢

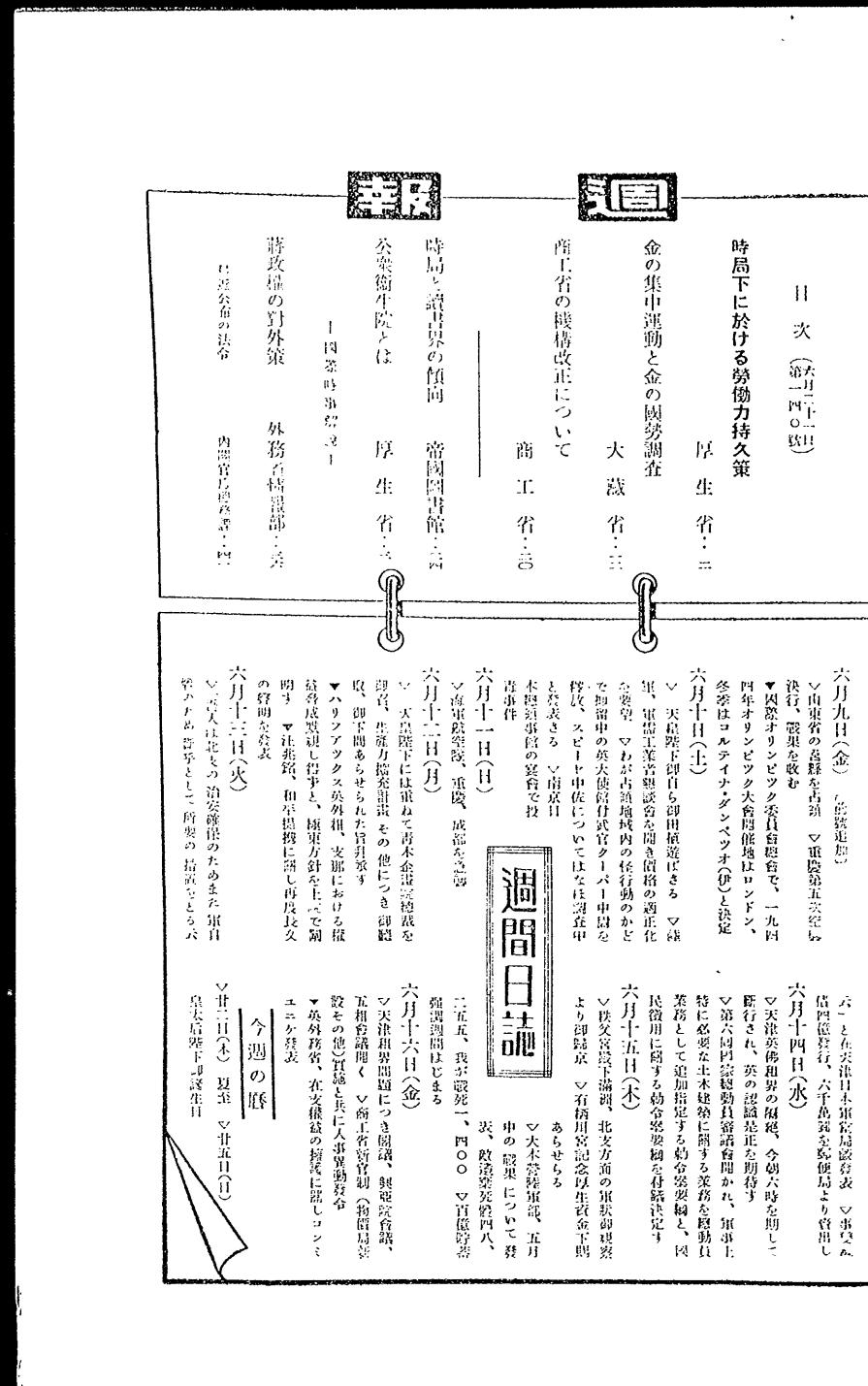
内閣情報部編報

報問

六月十二日號

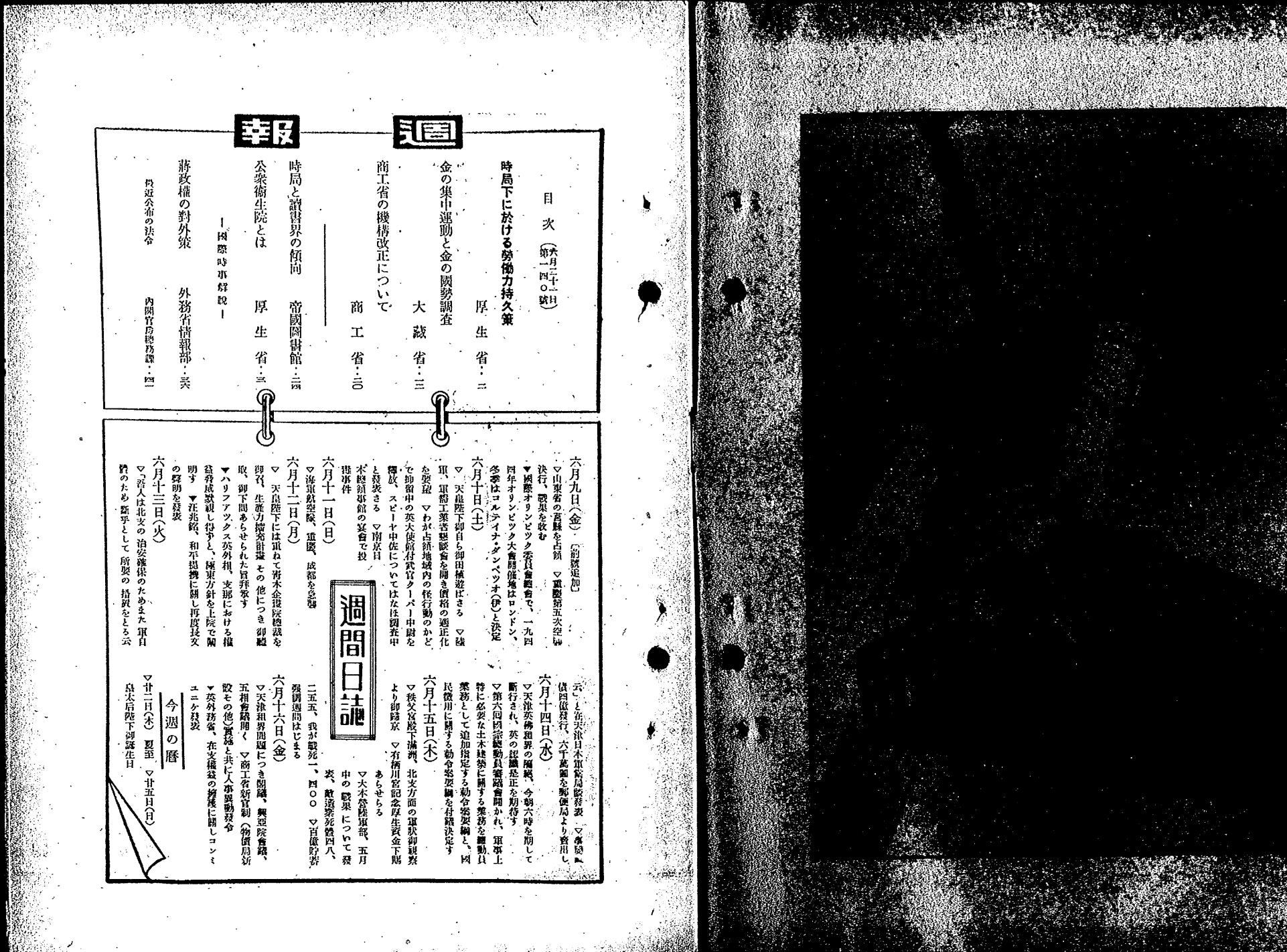
時局下の労働力持久策

蔣政権の對外策
金の國勢調査
商工省の機構改正
公衆衛生院とは
時局と讀書界の傾向



露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影





時局下に於ける労働力持久策

厚生省

一 生産労働力の科學的研究

近代戦の特徴として、戦端開始と同時に極めて大規模な國防兵力の動員が行はれる。產業陣営は急速にその中堅労働力たる青壯年者を第一線に送りつゝ、而かも直ちに殺到する巨額の消耗軍需品の急需に應ずるため、多數の不熟練工を驅使しながら、すべての生産労働を戦争目的遂行の爲めに最も効果的に動員しなければならない。

長期建設戦期に入つて、戦線がいよいよ擴大すると同時に、生産力擴充の要も亦ますます急となつた。用兵量の増大に連れて銃後生産労働力の不足が隨處に喧傳されてゐるのは、青壯年者の多數が戦線と銃後生産とともに要求せられるための當然の歸結である。この明白な相矛盾した事態を打開すべき第一着手として、現在工場の保有する労働力を最も合理的に効果的に活用することに着目されなければならぬ筈であるが、而かもこれが戦時對策中に於いて取り残されてゐるやの感がある。

我が國の重工業は滿洲事變を轉期として異常な進展を遂げつゝあつたとは云へ、重工業國としての發展が漸く端緒についた程度の段階にあり、企業方針も多角的註文生産の境域を脱しきれないでゐた。生産労働力の効果的利用について如何なる科學的研究が必要であるかさへ殆んど顧みる餘裕を持たず、たゞ舊來の習慣を踏襲してその日その日を糊塗してゐる狀態であつた。事變勃發と同時に、多量の軍需生産の急需に應ずるために、生産活動の全面的促進が要求せられたとき、生産労働力に關する科學的研究の缺如は各方面に著るしく現はれて來た。戰時生産に臨むする多くの條件につき何等の顧慮を拂ふいとまもなく、目前の急需に應ずる手段として

1. 勞働時間の延長
2. 休日の廢止
3. 設備の擴張と新入工の移入
4. 男子労働の女子への置換

しか考へられなかつた。

このやうな拙速手段によつて、生産陣営が極めて非能率的な混亂状態に陥る危険のあることは、事變勃發と同時に工場監督行政に携はる者には直ちに痛感せられたところで、時の社會局（今の厚生省勞働局）は、軍需品工場に對する過長労働時間の抑制、産業災害の防止、労働者の健康保持に努め、軍需品の生産労働力を維持しつゝ生産能率を増進することを以つて労働持久策の指導方針としたのである。

今その主眼とする點を要約すれば、

1. 一日の就業時間は就業時間を含め原則として十二時間以内とすること

2. 保護職工の労働時間については特に留意すること
 3. 休日は少くとも毎月二回之を與へること
 4. 休憩時間を適當に設けその配置に留意すること
 5. 新たに交替制を採用する場合の対策として、交替制の実施の可能な部署、熟練労働者の養成、工場又は附属設備の改造増設等につき考究すること
 6. 不熟練工に対するは届入當初作業上必要なる安全心得につき實地指導を爲し、危険なる業務については單獨に作業を爲さしめざること
 7. 工場の新設、増設又は改造の場合には、なるべく簡別運轉式の機械装置とすること
 8. 安全装置は出来得る限り整備すること
 9. 安全委員の選任ある工場に於いては一層適切なる活動を爲さしめること
 10. 疲労回復の爲め毎日適當なる休養を爲さしめ工場内になるべく休養の設備を設けること
 11. 食堂又は寄宿舎を有する工場に於いては栄養の改善に留意すること
 12. 臨時健康診断を実施し、特に食堂又は寄宿舎の炊事係に對しては嚴重なる健康診断を爲すこと
- 等であるが、この緊急處置は、事變物質當初に於いて極めて有意義であったと共に、時局下勞働力持久策が、科學的研究に立脚した生産労働力の活用に在るといふことを示唆するためにも適切な處置であつたのである。

二 労働時間の適正化

過長の労働時間は單に災害疾病の増加によつて労働者の體力を消耗するだけではなく、疲労の蓄積は生産甚だ忽せにされてゐると思ふ。

厚生省労働局が全國機械器具工場の實就業時間について調査した結果を見れば左の如くである。

能率を著るしく阻害する。長時間精神的肉體的苦痛を忍びつゝ労働した結果が、潰瘍たる意氣を以つて短時間労働した場合よりも生産數量が少いといふことも少くない。最近公布せられた工場就業時間制限令はこのやうな弊害に陥ることを防止せんとしたものであるが、時局下に於いては長期に亘つて常に急遽多量の生産を得ることが最も緊要なのであつて、法規が最善の標準を示すものではない。従つて業務の性質に應じて法規の制限内に於いて適正なる労働時間を定めることが最も必要なのであるが、この點についての考慮は甚だ忽せにされてゐると思ふ。

實就業時間 備考	昭和十二年十一月			昭和十三年五月			昭和十三年十一月			
	八時間以上	八時間以下	九時間以上	九時間以下	一〇時間以上	一〇時間以下	一一時間以上	一一時間以下	一二時間以上	一二時間以下
					一四・六	一〇・三	二・〇	九・六	二・九	二・九%
					一三・六	二五・七	一〇・三	二二・九	一三・九	
					一三・二	一三・三	一〇・三	二三・一	一三・一	
					一六・一	二〇・七	一〇・七	二三・八	一四・三	
					一六・八	九・五	一・七	一・八	八・七	
					一〇・七	二・四	一・〇	一・六	二・八	
					一・四	〇・五	〇・四	〇・六	〇・六	
					一・二					

右表では、時局の推移と共に労働時間の延長が多量生産の目的を達するための必須手段と考へられて來た

ことが明白である。然しながら過長労働時間の實施が、多量生産の目的に反し、多數の事故缺勤者を先頭に、漸次病氣缺勤者、公傷缺勤者の増加を招來しつゝあつた事實は、次の京濱地方主要工場について調査した結果からも明白に推知することが出来る。(※は千分比)

調査年月	區分	公傷缺勤率%		病氣缺勤率%		事故缺勤率%		缺勤率合計%	
		大工場	小工場	計	大工場	中工場	小工場	計	大工場
昭和十三年六月	大工場	四・三五	二・三・七一	二・三・七一	二・八・八〇	五・五・八六	六・五・三六	八・七・四二	五・七・五一
	中工場	四・五四	二・四・九一	二・四・九一	三・三・五四	三・三・五四	三・三・五四	六・五・三六	
	小工場	五・四八	三・三・一三	三・三・一三	四・八・八一	四・一・二〇	七・四・二二	八・七・四二	
	計	四・七〇	二・三・一七	二・三・一七	二・九・六四	二・九・六四	五・七・五一	八・七・四二	
昭和十二年六月	大工場	四・三九	二・四・八九	二・四・八九	四・一・二〇	七・〇・六三	七・四・二二	八・七・四二	五・七・五一
	中工場	四・五九	二・八・三三	二・八・三三	三・八・二九	三・八・二九	三・八・二九	六・五・三六	
	小工場	五・四一	一・八・二六	一・八・二六	四・一・二六	四・一・二六	七・六・〇四	八・七・四二	
	計	四・七九	二・五・〇三	二・五・〇三	四・一・二六	四・一・二六	七・六・〇四	八・七・四二	
昭和十一年六月	大工場	一・九一	八・〇三	三・九・二〇	三・九・二〇	二・三・六〇	二・三・六〇	五・五・八六	五・五・八六
	中工場	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	六・五・三六	六・五・三六
	小工場	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	八・七・四二	八・七・四二
	計	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	五・七・五一	五・七・五一

一方に生産勞働力の不足を懸へつゝ、他の半面に於いては生産能率の極めて低下した状態の下に、而かも多數の現有勞働力を産業備軍的存続に委ねてゐる事實は、勞働時間と生産能率とに關する科學的研究の貧困を物語り、戰時下に於ける生産勞働力の健全なる持久策が顧られてゐない證左である。

現在我々の直面してゐる時局は如何にも重大である。然しながら現在より以上の努力を強要せられることが近き将来にあり得ないと何人が斷言出来るであらうか。長期建設戦下の勞働力持久策として、勞働時間適正化の科學的研究を進め、最大の勞働力利用率によつて最大の生産量を確保することが、刻下産業人に要す。

請せらるべき緊要事項でなければならぬ。

三 災害豫防対策の確立

時局は國家總力戦を要求してゐる。國家の持つ「物」と「人」などを最高度に活用して、戰争目的遂行の一端に集中するの要があるのである。然しながら眞に緊要な要素は「人」である。優良なる原料も、精巧なる機械も、高能率の設備も、之を取扱ふ「人」がその當を得なかつたならば優秀なる成果を生み出し得ないのである。今や官民挙つて優秀熟練工の保有に努め、技能工の養成に全力をあげてゐるのはその故である。

然るに現状を見ると、工場火災と職工死傷者は年と共に著しく増加しつゝあるのであって、生産力擴充の源泉たるべき人的資源の消耗量を増大しつゝあることは、何人も之を否むことが出来ない。今昭和七年を基數とする工場法適用工場の死傷發生指數及び千人當率指數を見ると左表の通りである。

年 度	死傷發生指數	千人當率指數	即ち、死傷發生數は三倍	
			を超え、作業場の危険性	は七二%の増加を示してゐる。我が國の産業が急角度
昭和十一年	二三八	一五四		
昭和十二年	二八六	一六六		
昭和十三年	三三六	一七二		

を以つて重工業に轉換しつゝある際であるから、ある程度の災害數增加は已むを得ないとすべきかも知れないので、人的資源の消耗阻止は、時局下の勞働力持久策の立場から嚴重に看視されなければならない重要な事項である。

今機械器具工場に於ける勤務期間別死傷發生分布状態を見るに、僅か一ヶ月間の發生數についてではある

が左の通りである。

勤務期間	昭和十一年八月			昭和十二年八月			昭和十三年八月		
	三月	六月	九月	三月	六月	九月	三月	六月	九月
一年半	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二年半	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三年半以	三	三	三	三	三	三	三	三	三
合計	一〇〇〇	二五九	四三	二二六	四三	五三	一七一	三三三	二四九

即ち、死傷発生の重心點が次第に新入不熟練工の方に移りつゝあることを看取出来るのであつて、労働力持久策を講ずるためには新入工に対する災害豫防対策確立が是非とも必要である。

次に機械器具工場より発生した二〇三件の女工災害を原因別に分類してみよう。

災害原因	件数	災害原因	件数
1. プレスに因るもの	七三	6. 車輌に因るもの	一五
2. 取扱中の物體に因るもの	三〇	7. 引火性料品に因るもの	一二
3. フライス盤に因るもの	一七	8. 研磨盤に因るもの	九
4. 物體の飛来に因るもの	一六	9. ボール盤に因るもの	八
高熱物に因るもの	一六	10. 製作機に因るもの	九

即ち、右表に於いてプレス、フライス盤等の工作機械の安全装置は女工に使用させるには餘りに不完全であり、高熱物と引火性料品に因る件数の多いことは、危険物に對する作業指導訓練の缺如若しくは不備であることを示すものと思はれる。無批判・無頓着なる女工濫用は、労働力持久策の基礎を侵蝕するものと云はなければならない。

四 重工業への女工進出対策

戦場には體力旺盛なる多くの男子を必要とする。従つて戦争の規模が擴大するにつれて銃後生産陣營に女子の占める分野が次第に増加して行くのは、避けることの出来ない當然の傾向と見なければならぬ。歐洲大戦當時英國に於いては一九一七年末に於いて、二百五十二萬人の軍需工業從業員中九十萬人は女工が占めてゐたのであるが、一九一九年の戦時労働對策として、男女三百五十萬人女工一百五十萬人の動員が計畫せられてゐたのである。我が國に於いても今次事變と共に、女工の重工業への進出は著るしきものがあり、警視廳が管下の機械器具工場四十五について調査した結果によれば、左の通りである。

年月	男工増加指數	女工増加指數	女工の占める%
昭和十二年六月	一〇〇	一〇五	一七七
昭和十三年二月	一五五	一八八	一九一
昭和十三年六月	一七六	一三〇	一九六

右の数字について我々は今慎重に考へなければならぬ。國家の眼前の必要を満たすために、女工の重工業進出はある程度まで不可避的のものであるが、吾人は無批判無準備に男子の位置に女子を置換するのが時局に應する當然の對策と考へてはならない。いま我々は長期建設戰對策として勞動力持久手段を考へなければならぬ際である。目前の必要を過大視して無反省に女子を濫用し、女子の母性としての完成に支障を與へたならばそれは國家將來の生産力、次期民族の泉源を滅却することとなるのである。

最近某工場について調査した結果を左に示さう。

性別	年	月	公傷缺勤率%	病氣缺勤率%	事故缺勤率%	缺勤率合計%
男	一九四四年三月	五四八	一九四	五七三	八二二	一九四四年三月
女	一九四四年三月	〇〇〦	二五六	六三一	九四三	一九四四年三月
			三四六	一二一八	一三五四	一九四四年三月
			四七六	一二八七	一五九五	一九四四年三月
			四四九	一七三七	一七三七	一九四四年三月

之に依つて見るに、男工に比し女工の病氣缺勤率と事故缺勤率とは著るしい相異があり、女工に對し健康にして激刺たる活動を期待する爲めには、特別の注意が拂はれなければならぬことが判るのである。

平和産業部門に多くの女工を保有する我が國においては、多數の女工を重工業生産へ移入するのに大なる困

難を伴はないであらう。然しながら、國家將來の興隆を念じ生産労働力の恒久的持久策を思ふときは、吾人は善良にして健全なる母性の完成を常に念頭に浮べつゝ、女子に對する勞働條件の整備に努力することが、國家に對する最高なる責務であると感じなければならぬ。

五 結 言

近代國家の産業は、常にその國家を護りその國民を養ふべき使命を持つてゐる。平時に於いては多くの産業人は、十分なる自覺を持たずして知らず／＼の間に各自の任務を果してゐるのであるが、戰時に於いては産業人の國家に對する關係は鮮明に提示せられる。今や時局は未だ有の難局に當面してゐる。すべての産業人が國家意識に立脚して産業報國の誠を竭し以つて生産活動に精進すべき強き決意を持たなければ、國家の防衛も國民生活の安定も、之を完全に遂行することは出來なくなるのである。依つてこの難局下に於て、皇國産業人が一致その歩調を一にして最善の勞働力持久策を樹立するの要がある。常に激刺たる意氣を以つて國家の要求する生産に追進する労働者を育成誓護することが是非とも必要なのである。



金の集中運動と金の國勢調査

大藏省

金の集中運動

金の集中は刻々の急務であることは茲に述べるまでもないことと思ふ。金は最も重要な國際決済要具であつて、國際間の取引が國內の取引と異なり、「紙幣」で以つて決済されるのではなく、すべて「金」で決済されてゐるのであるから、我が國當面の課題である軍備の充實と生産力の擴充とを貫徹するため必要な諸種の原材料を、相當多額に外國から輸入しなければならない現下の情勢に於いては、金が最も必要なものである。

それ故政府に於いては該般の方策を講じて金の増産、集中及び消費節約に努めてゐるのである。去る議會に於いては産金獎勵に関する經費を増額するほか、日本產金振興株式會社法を改正し、損失補償制度を設けて、

同社をして製錬所を建設せしめ主として低品位金礦を製鍊せしめると共に金礦資源の開発を圖るために、探鉱資金の貸付を命ぜることとするなど、金の増産に一層の措車を掛けてゐるのであつて、幸ひにして產金額も相當の増加を見てゐる。

然しながら今日我が國の貿易と產金の状況に徴すれば、この際徹底的に民間所在の金の集中を圖る必要があるわけで、この點に鑑みて先般產金法の改正を行ひ政府は必要ある場合には何時でも金の所有者に對し之が處分を禁止、若しくは制限又は政府若しくは日本銀行その他政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得るといふ制度を設けたのであるが、金の集中は一に國民が愛國の赤心を以つて自ら進んで金を御國に提供するやうでなくてはその效果を挙げることは出來ない。そこで國

民の政府への金賣却の便宜を圖ると共に之が勸奨促進をなすため地方廳を中心として組織的な金集中運動を起したのである。

即ち、早い府縣は四月十五日から、大多數の府縣に於いては五月一日から、日本銀行その他の特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行及び信託會社の本支店並びに百貨店等約五千の店舗で、國民の政府への金賣却の取次を開始したのであつて、その取次の要領は左の通りである。

(イ) 金賣幣 金賣幣を賣らうとするときは、前記の取扱店に印鑑と共に持參すれば現品と引換に直ちに額面五圓に付き十四圓四十三錢の割合で代金を支拂ふ。但し鑑定その他の都合で一旦之を最寄の日本銀行に送付してその鑑定の結果に依つて代金を支拂ふ場合がある。この場合には預り證を交付することになつてゐる。

(ロ) 金塊と金製品 金塊と金製品(ホワイトゴールド製品及びグリーンゴールド製品を含む)を賣らうとするときは、取扱店に印鑑と共に持參すれば即時に預り證を交付し、現品は各口別に袋に入れて造幣局に送付しその分析の結果に依り現品中に含まれてゐる純

金の量(目付一瓦三圓八十五錢(一匁十四圓四十
三錢七厘五毛)の割合を以つて算出した金額を代金と
して支拂ふ。

(ハ) 右の取次に要する荷送費、運賃等は一切徴しない。
(ニ) 贈納は右取扱店では一切取次がない。
以上のやうに銀行、信託會社等で國民の政府への金賣却の取次を開始すると共に、各府縣ではビル、バンフレット、ポスター、立看板等によつて金の政府への賣却を宣傳勧奨するのは勿論で、懸垂幕を掲出し、廣告塔を設置し、アドバルーンを揚げ、各種講演會、座談會を開催した中には金賣却聯盟のやうなものを結成し、また金裝飾品全廢運動を起すなど金の政府への集中について各般の方策を講じつゝあるのである。

去る五月二十日大藏省令第二十二號を以つて金保有状況調査規則が制定され、申告の便宜を圖る爲め、市町村内に金保有狀況調査委員を設けて來る七月一日を期して金の保有状況の調査が行はれることになつた。

金の國勢調査

<p>一、調査の対象</p> <p>(1) その他の者に對しては一通 付各一通、宛合計二通</p> <p>この規則で調査の対象としてゐるものは一定の種類の 金製品、古金貨幣、外國金貨、金地金及び金貨幣である。</p> <p>二、申告義務者</p> <p>申告義務者は各所有者であるが、申告は (イ) 世帯に在つては世帯主がその世帯に屬する者の所有する ものを取まとめ (ロ) 法人、組合その他の團體(人格なきものを含む)であつて 二以上の事務所を有するものに在つては事務所毎の管理者 之を爲すことを要する。</p> <p>三、申告書用紙の配付</p> <p>申告書用紙は大蔵省で印刷して、地方廳、 市區町村を經て調査委員に送付され、調査委員からその 受持區域内の世帯又は法人、組合その他の團體(人格な きものを含む)の事務所に</p> <p>(イ) 商品と商品でないものを所有する者(時計商、貴金属 商、小間物商、質屋等)に對しては商品分及び非商品分に 配付される。</p> <p>四、申告書記載方法</p> <p>(1) 記載すべきもの</p> <p>金所有高申告書には昭和十四年七月一日午前零時現 在に於いて所有する左の金製品、古金貨幣、外國金 貨、金地金又は金貨幣を記載することを要する。從 つて金べん、萬年筆、シャーベンシル、バッヂ、 イニシャル、ノツル(紡錘口)、醫療針及び避雷針の やうなものは記載する要はない。</p> <p>(2) 例外</p> <p>(イ) 装身具</p> <p>(II) 身廻品</p> <p>(III) 喫煙用具</p> <p>(IV) 飲食用具</p> <p>(V) 家具什器置物</p> <p>(VI) 文鏡硬屏、ペーパーナイフ、ペンナイフ、印形 又は内池</p>

<p>こゝに装身具、身廻品、喫煙用具、飲食用具又 は家具什器置物に屬するものを例示すれば</p> <p>(一) 装身具に屬するものには指環、鎖(懷中時計 鎖、腕時計鎖、飾鎖、羽織紐鎖等)、メタル、帶 止、簪、鍔(カフス釦)、カラー前釦後釦、シヤ ツ釦等)、首飾の外、提飾である磁石(方針)入、 寫眞入、印形入、腰提革びに帶插、笄、櫛、羽 織鉤、美錠類、ネクタイピン、耳飾、ブローチ 等がある。</p> <p>(二) 身廻品に屬するものには時計側、眼鏡縄、化 粧用品(ハンドバック、コンパクト、紙白粉入、 口紅入等)及びバックの外、眼鏡入、ステッキ 金具及び懷中薬容器、印籠等がある。</p> <p>(三) 喫煙用具に属するものにはシガレットケー ス、パイプ及び煙管の外、菓巻入、葉巻切、ライ ター、煙草盆及び灰皿等がある。</p> <p>(四) 飲食用具に属するものには、杯、カップ、茶葉 入、釜及び茶道具(茶釜、茶壺、急須、茶入、茶 托等)の外スプーン、皿、徳利、揚子入、ボン</p> <p>(3) 商品と非商品</p> <p>商品と商品でないものとの兩方を所有する者はそれ ぞれ別紙に記載し、商品の分には金所有高申告書用 紙の※印の枠の中に商品と明記することを要する。</p>
--

(4) 金製品

(一) 金製品は結婚指環のやうに金（十八金十四金等の金の合金を含む）のみを用ひたもの及び一部分に白金又は銀等をあしらつた印臺指環、簪のやうにそのものの大部分が金を用ひたものは「大部分金なるもの」の欄にその個数を、石入金指環等金臺に寶石その他の金以外のものを加工したもの及び金白金を織籠の如く大部分が金に非ざるものは「其他」の欄にその個数を記載することを要する。

(二) (1) 裝身具(2) 身廻品(3) 吸煙用具(4) 飲食用具又は中藥容器と記載の上(一)の例に倣ひ「大部分金なるもの」及び「其他」に分ちそれより其の個数を紙の品名欄に記載してある品目に該當しないものは、其の種類に依りそれより、例へば梯は(1) 裝身具の品名欄の空白に、懷中藥容器は(2) 身廻品の品名欄の空白の所にその品名を（例へば梯又は懷中藥容器と記載の上(一)の例に倣ひ「大部分金なるもの」及び「其他」に分ちそれより其の個数を記載することを要する。

(三) (6) 雜については列記の物以外は記載の要がない。

(5) 金貨幣

金延板、金延棒、金粒、吹玉その他の金地金（金の合金を含む）は純金量の判明してゐるものはその個數と純金量を、純金量の不明なものはその個数と全量を記載することを要する。但し純金量と全量は瓦を以つて記載し一瓦未満は切捨てる。

(8) 金貨幣

(三) 銀行、信託會社に預託中のもの、質屋等に擔保となるもの、その他他人に預けてゐるもの等、現在手許にないものもその所有者に於いて記載することを要する。銀行、信託會社又は質屋等に於いては他人の依頼を受け保管中のもの（例へば封緘預り、貨渡保護函等他人の所有に属するものは記載することを要しない）。

(四) 現に使用中の金冠等人體の一部を成してゐるものは申告することを要しない。然し使用してゐない金冠は金地金として記載することを要する。

(五) 共有又は合有に屬するものについてはその管理人に於いて申告することを要する。

(六) 骨董品、美術品等である金製品であつても裝身具、身廻品、吸煙用具、飲食用具、家具什器置物又は文鎮硯屏、ベーパーナイフ、ベンナイフ、印形若しくは内池であるものは申告することを要する。

ことは勿論である。

(七) 金地金

(四) 申告書に記載した金製品中に賜品（恩賜品の外王公族より賜はりたる物を含む）、國寶又は重要美術指定品あるときは其の品名及び個数を摘要欄に記載することを要する。

(五) 羽織鉗、カフス、鉗等の如く一對又は一組を成せるものはそれより一個又は三個としてその個数を記載することを要する。

(六) 外國金貨

古金貨幣は大判、小判、二分金、一分金、二朱金、一朱金に大別し、いづれに該當するか不明のものは品目欄の空白の所に不明と記載の上、それより其の枚数を記載することを要する。

(7) 金地金

商工省の機構改正について

商工省

六月十六日商工省官制、外局官制、その他關係勅令の改正勅令が公布即日施行され、茲に商工省の機構は全面的に改正せられるに至つた。

以下その概要について説明することとする。

我が國の産業經濟は満洲事變を契機としていはゆる準戰時體制の段階に入り、政府は各種の施設を講じて國防產業及び基礎產業の振興を圖り以つて國防經濟の確立に努め來たつたのであるが、支那事變が勃發し之が長期化するに伴ひ、各種の經濟機能はすべて之を急速に戦争目的貫徹に適合せしむる必要を生ずるに至つた。而して今日の經濟組織は國內的にも亦國際的にも相互に財政金融、產業貿易等に亘つて有機的な關聯を以つて運行せられてゐるので、これ等經濟活動を戰爭目的に集中するには各分野に亘り計劃的に之を統制する必要がある

のである。商工省に於いては事變以來、時局に即應し物資の需給調整、生產力の擴充、物價統制、輸出振興、轉業對策等の各般の戰時對策を講じて來たつたのであるが、今後事變の新段階に對處して、物資動員計畫、生産力擴充計畫、輸出振興計畫、物價統制等諸般の計畫を實施し、經濟建設の圓滑なる遂行を期するには、之が事務を掌る行政機構についても之に適合せる組織の整備充實を圖る必要があるのである。

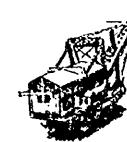
翻つて商工省の機構を見るに、最近の改正は昭和五年產業統制及び產業合理化に關する諸方策を實施す

る爲め、外局として臨時產業合理化局を設置し、更に昭和十二年、之を本省の内局たる統制局に改組すると共に、燃料行政及び貿易行政の重要性に鑑みて新たに外局として燃料局及び貿易局を相次いで設置したのである。

かくて改正前の商工省の機構は本省に於ける商事に關する事務を掌る商務局、工業に關する事務を掌る工務局、鑛山に關する事務を掌る鑛山局、保險に關する事務を掌る保險局、產業統制及び產業合理化に關する事務を掌る統制局、時局下に於ける產業の維持及び轉換に關する事務を掌る轉業對策部の五局一部と、外局たる特許局、燃料局、貿易局及び臨時物資調整局の四局より構成されてゐたのである。

以上の如く商工省の機構は時局に即應し漸次整備擴充せられ、事變以來各種の統制法令を施行しその他各種の措置を講じて事變對策に遺憾なきを期して來たのであるが、時局の進展に伴ひ各般の經濟統制が一層徹底強

時局と讀書界の傾向



帝國圖書館

五年に亘る長期の戦ひによく心の平靜を失はず終始ゆとりを持つて戦ひ得たといはれてゐる。殊に平時に於いて讀書の機會に恵まれなかつた若人が戰陣にあつて各自新聞を奪ひ合ひ読みふけつてゐるなごやかな風景はしばしば報道されてゐる。又、鉄後國民の心懸しの懇問袋に收められた雑誌や圖書が、如何に前線將兵に感謝を以つて迎へられ、荒涼天涯なき山野を馳騒する勇士の心のオアシスとなつてゐるかは思ひ半ばに過ぎるものがあらう。

かの歐洲戰争の際、各國は競つてその前線將兵に極めて組織的な陳中文庫を配給した。これによつて彼等が無限の恩賜を與へられたことは言ふまでもないが、前後

以上は戰闘地盤に於ける讀書の問題であるが、時局下に於ける鉄後國民の讀書の態様並びにその動向が果して如何であるかは心ある人々の重大關心事でなければならぬ。

二 鉄後の讀書

帝國圖書館は現在の藏書約九十餘萬冊、我が國唯一の國立圖書館で、東京上野公園内にある。明治五年の創立にかかり明治三十九年現在の地に移転されたが、その後一部の増築を見たのみで今なお未完成のまゝ放置されてゐる。このことは新東亞文化建設途上にある文化國日本にとつては不間に附すべからざる一大問題でなければならぬ。

三 讀書人の消長

戰争は物心兩面に亘るあらゆる關係を破壊若しくは變質することを除かなくする。これを人的資源について見ると、國民の中堅層を形づくる青年は應召して次々に戰線に送られ、軍需産業の殷賑は失業軍を動員し、鉄後國民の活動部面は急激にその活潑の度を加へる。而して活潑な進軍調は姿でられてゐる。

かかる情勢下に於ける讀書の様相が何であり且つ如何なる方向を辿るべきであるかは問はずして明らかであるが、こゝに帝國圖書館の實際を通じ具體的にその動向を探り、鉄後國民の反省の資に供したいと思ふ。

また、戰争が讀書人員の消長に如何に影響するかは興味ある問題である。今これを帝國圖書館について觀察すると、全く明治以後に於ける國運の進展とその軌

を一にしてゐる。即ち明治二十七年一日平均二一七人を示した閱覧人は二十八年は九人を減じて二〇八人となつた。

日露の戦ひは國を賭しての戦ひであるが、明治三十五年四一七人、三十六年四三三人と漸増の傾向にあつたものが三十七年には一舉十九人を減じて四一三人となつてゐる。日獨戰爭の規模は前二役に比して殆んど問題とするに足らなかつたが、大正三年はその前年に比して二十三人の減少を示してゐる。

その後閱覧人員は逐年増加の一途を辿り、大正十三年には一日平均一六〇人を突破するに至つた。昭和三年の減少は増築に伴ふ閱覽室の一部閉鎖の結果に外ならぬ。

四 閱覧層の分析

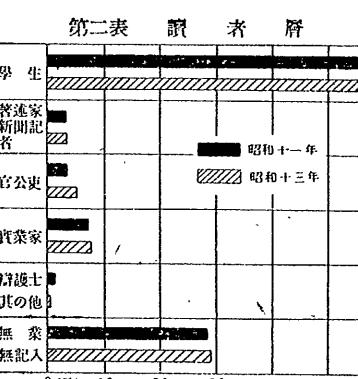
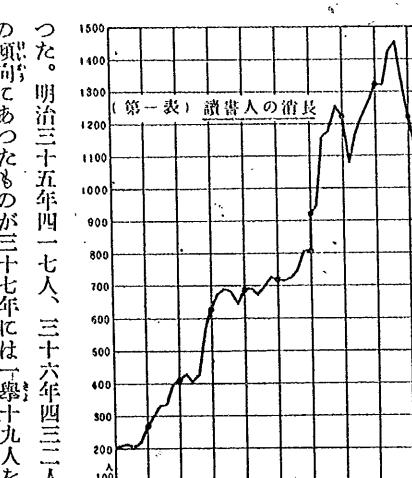
讀者層の最高位を占めるものが學生であるとの可否については公共圖書館に於いては常に重要な論點となつてゐる。帝國圖書館は前述のやうに我が國唯一の國立圖書館であるだけに、この問題に對する讀者の關心は一層深刻であるが、こゝでは、深くこの問題に立入ることを避け専ら本館に於ける讀者層の構成の分析を試みよう。

本館に於いても學生大衆は常に閱覧人總數の過半即ち五五%以上を占めてゐる。これに次ぐものは無業及び職業無記入の二八%、第三位は實業家の約七%、残りの一〇%は著述家・教員・官公吏・軍人等である。この比率は一般公共圖書館に於いてもほど恒常的のものであ

る。その後漸増を示し、昭和十年は一日平均一四五八人といふ空前の躍進を示すに至つた。昭和十一年が前年に比し一三二人の激減を見たことは書庫狹隘のため閱覧室の一部閉鎖を敢行したことによるが、漸減の兆はすでにこの年にあらはれてゐることは見逃がすことの出来ない現象である。

昭和十二年は前年に比して一一六人、十三年は更に九三人と加速度的の減少を示してゐる。最近に於ける阅覧人は他の公共圖書館に於いては戻り、昭和八年を境として漸減の傾向にあるが、帝國圖書館のそれが昭和十二年以後に現はれ來たことは一つの特徴と見做し得るであらう。その原因がどこにあるかを適確に論證することは困難だが、非常時態勢の強化、今次事變に伴ふ社會環境の激變に基づくものと推定するの外はない。この趨勢がいつまで繼續し、又いつ回復するかは眞に注目に値することでなければならぬ。(第一表参照)

なほ閱覧者群が蜿蜒長蛇の列をなし上野公園、寛永寺門前に及ぶことは、讀書月たる二、三月の圖書館風景としてしばゞ紙上に傳されたところであるが、この間

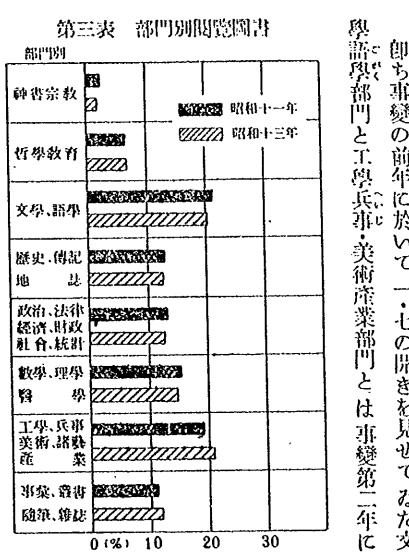


五 部門別閱覧圖書

これは如何なる種類の圖書が如何なる割合で讀まれつ

つあるかといふ問題である。部門構成の當否はしばらくおいて事變勃發の前年即ち昭和十一年と、事變第二年たる十三年のそれを左に表示する。(第三表参照)

即ち事變の前年に於いて一・七の開きを見せてゐた文藝學部門と工學・兵事・美術産業部門とは事變第二年に



於いては全く同率を示すに至つてゐる。この現象が果して時局下に於ける一般圖書館の共通現象と見なし得るや否や、又これを以つて直ちに且つ單純に本館利用者の特殊性若しくは堅實性的の證左と言ひ得るかどうか。

何となれば文藝學部門の減少は本館に於ける特異の現象であつて他の圖書館はこれとは反対に寧ろいづれも漸増を示してゐる。世上一般には文學語學部門の増加を以て堅實な讀書の傾向と解し勝ちである。

今日の如く逼迫せる情勢の下に於いては堅實なる思想の培養並びに實利的主題の研鑽は圖書館としては固より希望するところであるが、他面長期建設下の國民は徒らに神經衰弱的であつてはならない。我々は俗惡な趣味の横濱、不健全な享樂氣分を排撃する一方、洗鍊された文學によつて高雅なる國民的教養の涵養されることをも希望せざるを得ない。

この意味に於いて、我々は絶えず堅實なる讀書の傾向に重大なる關心を拂はなければならぬ。

次に具體的な例を擧げて参考に供しよう。
(著者の敬意)
戰局の推移は國民的重大關心事であるが、わけても空戦は今次事變の華として最もよく注意されてゐる。從

國民體位の問題も亦刻下重要な案件である。これに對する書は堀江邑一の「英國の觀た日支關係」が歓迎されるのは偶然ではない。

應して本村儀作の「體力絶倫への道」、高木逸雄の「健康讀本」、櫻澤如一の「自然醫學」、山瀬智穎の「心身鍛錬の書」が要求せられ、精神修養書として島影盟の「死の心境」、加藤唱堂の「爐邊禪話」、「死生禪」が讀まれるのは時局下にふさはしい。

英雄出でよの聲は時局下に於いて特に著るしい。三宅等嶺の「英雄論」、「人物論」が讀まれるのはこの間の消息を物語るものである。個人傳記としては吉田松陰、乃木希典、西郷隆盛のものが要求される。川口篤等譯の「キエリ夫人傳」が歓迎されるのは科學日本を象徴するものである。

以上は直接若しくは間接に時局關係書であるが、純文學に於いては依然として漱石物が王座を占め、藤村の「春

待つ宿」、伊藤松の「青春」、久保榮の「火山灰地」、石坂、
清次郎の「百活の道」、和田傳の「沃土」、女流では吉屋信
子の「母の曲」、林英美子の「氷河」、大衆物では吉川英
治の「宮本武蔵」等が最も多くの讀者を有してゐる。

理論的のものとしては桑木巖翼の「基礎哲學」、田邊元
の「哲學と科學との間」、川村徳治の「學問と世界の眞實」、
吹田順助等譯の「ローゼンベルグの二十世紀の神話」、
高木忠治の「解析概論」、千谷利三の「一般物理化學」等
が讀まることは本館讀者の堅實性を物語るものといへ
よう。

以上の外、小川正子の「小島の春」、豊田正子の「結婚
方教室」などは、今年第一四半期に於ける最も多く讀ま
れたる書として掲ぐべきであらう。

六 む す び

以上は帝國圖書館を通じて見た最近の讀書傾向である
が、これは多少の例外を除いてはほど全國的に共通な
現象といひ得るのである。

今や皇國は偉大なる轉換期に遭遇し、國を擧げて聖

戦に邁進してゐる。そして文化に、產業に、交通に、東
亞の盟主としての貫禄を示さなければならぬ。かかる
未曾有の躍進期に於いて國民はその總力を動員すると共
にその素地の啓培をゆるがせにしてはならない。このこ
とは長期建設の段階に於いて一層痛切に感ぜられる。こ
の時にあたつて國民の讀書能力の減退若しくは貧困を
來たすが如きことがあつてはならない。

我々は一億同胞の傳統的國民精神の優秀性を疑ふもの
ではない。しかしながら勇敢なる祖國愛と相俟つて、あら
ゆる方面に於ける徹底的な調査研究と思索と教養とを怠
つてはならない。東亞新文化の建設こそ我等に與へられた
光榮あるしかも永遠の課題である。目前の消耗の補
填にのみ波々たる現状は斷じて國家永遠の策ではないと
信する。國民は各その持場に於いて廣く読み深く考へ
いはゆる模倣を戒め創造を盛んにし、以つて聖明に對
へ奉らなければならない。

(30)



公衆衛生院とは

公衆衛生院の組織

厚 生 省

はしがき

公衆衛生院は衛生技術者の養成訓練
と國民保健に関する調査研究を使命とし
て設立された機關である。このやうな機
關は實に國民保健振興の基をなすもので
あるから、諸外國では既に二十餘年前か
ら、或ひは公衆衛生大學、或ひは公衆衛生
研究所等の名稱で設置し整備して來た
ものである。我が國の識者もまた國民の
衛生狀態が歐米諸國に比して一段と劣つ
てゐるので考へて、かういふ機關の設置
が是非とも必要である所以を唱道して
居つたのであつたが、それがちやうど厚

生省の創立と時を同じうして昨年の新春
竣工し、三月末官制が公布せられこゝに
開設を見たわけである。

本院の廳舎は東京市芝區白金町の傳
染病研究所に隣接して同構内に設立せ
られ、地上五階地下二階塔屋三階、四千五
百坪の新ガシック建築である。本院の建
設費は、義に東京帝國大學圖書館の復興
資金四百萬圓を寄附したロックフェラー
氏が世界人類の福祉増進の目的を以つて

測定、増進方法に関する生理學的心理學
的研究を行ふ。
一、生理衛生部、この部では生活の諸條件
院の目的の一たる調査研究を行ひ、後者は他の目的たる養成訓練事業を行ふもの
である。
調査研究科には左の八部を置いてその事
業を行つてゐる。
一、生理衛生部、この部では生活の諸條件
件即ち溫度、濕度、氣流、氣壓、燐房、冷房、
換氣、燃摩、衣服、採光、電燈等の人體生
理、教育、體力に及ぼす影響とその對策を
講究し且つ運動、勞働並びに作業能力の
測定、増進方法に関する生理學的心理學
的研究を行ふ。
二、衛生統計部、この部では各般の衛
生事業を評價し又之に指標を與へる衛生
統計に關する理論と術式を講究し、併

公衆衛生院の組織

は三百五十萬圓を超過するのである。

(31)

はせて優生學や民族衛生學の講究を行ふ。また人日問題は各部の協同研究を要

母體の状況に影響せられるところが大きいので、小児衛生は母性衛生を包含

10

100

するものであるが、その主力をこの部に置く。

する。
六、産業衛生部 この部では職業性疾患の
産業衛生施設、産業醫局、職業指導に

1

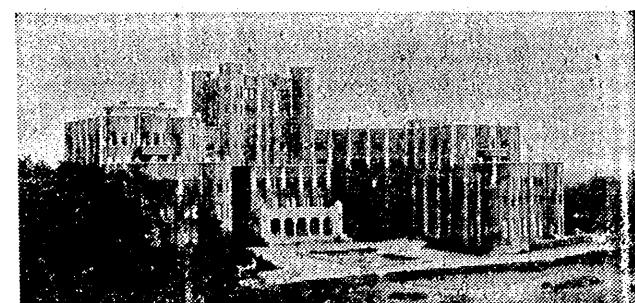
卷之三

の諸傳染病の流行と多發性疾患の消長と
に関する衛生學的原則を探求し、その所
見に基づいて之に對する合理的な防護及
方法を講究するのである。

關する講究を行ふ。
七、建築衛生部、この部では建築並びに都市計畫に關する衛生的講究を行ふ。
八、衛生工學部、本部では上水・下水・汚物處分・埋火葬に關する衛生學的研究を行ふ。

卷之三

全景



全

榮養・疾症預防・健康の保持及び増進に
關するもので、小兒の健康は妊娠中の
ちその素質・身體並びに知能の發育とか、

及び衛生試験所のやうな研究機關があるので、公衆衛生院にはこれ等の研究部を設けず、専ら我が國に缺如してゐる爲め

支障のあつ
それぐら
るやうに努

部門について上記の八部で
な各種の研究施設を整備す
てゐる。



本院には上記八部の調査研究室・學生實習室として、官廳の主管事項について、それ等の機關と協力の下に教育を行ふものであつて、尙ほ本院には東京市及び埼玉縣との協定の下に都市及び農村實習地區を設けてあるが、前者は京橋區民十五萬人、後者は所澤附近三十一ヶ町村の人口十三萬人を對象としてゐる。この兩地區は、主として

第一次に養成訓練科では、上記八部^{（内衛生室、小水研究室、丁力研究室、婦幼衛生研究室等）}等である。

ただでなく、傳染病研究所、營養研究所、衛生試験所^{（内衛生室、小水研究室、丁力研究室、婦幼衛生研究室等）}等の機関と協力の下に教育を行ふものであつて、本院には上記八部の調査研究室、學生實習室のほか、細菌學實習室、藥學實習室、毒物實習室等が設けられてゐる。

尙ほ本院には東京市及び埼玉県との協力の下に都市及び農村實習地區を設けてゐるが、前者は京橋區民十五萬人、後者は所澤附近三十一ヶ町村の人口十三萬人を對象としてゐる。この兩地區は、主として養成訓練科に於いて、學生に消防醫學の實施方法を學ばせる爲めに設けたもので、もやうど醫學校で治療醫學の實習のために病院を附置すると同じ趣旨であ

公衆衛生院の調査研究科に於いては國民保健に關する各般の問題を調査研究するのであるが、二三の職員しか居らない各大學の衛生學教室でも出來るやうな問題の研究はなるべくその方に譲り、院内の八部相協力して初めて成し得るやうな綜合的研究問題の解決と、從來他の機關に於いて十分研究されなかつた公衆衛生問題に主力を置く方針である。即ち本院は、綜合的研究として先づ國民體力に關する諸問題の研究、人口問題の自然科學的研究、非常時局の國民生活に及ぼす影響的研究、移民衛生に關する研究等には各部が相協力して着手してゐるわけで

公衆衛生院の事業概要

ある。

本院の養成訓練科の事業には、いはゆる養成訓練と短期の講習がある。前者は衛生技術者又は技術者にならうとする者に對して授ける本格的教育事業である。

衛生技術者の専門は醫師、薬剣師及び歯師に三大別されてゐるので、公衆衛生院はこの三者を收容してその各の要求に従つた教育を實施しなくてはならぬ。それ故に本院には養成訓練の實施の爲め、醫學部、藥學部及び大陸醫學部の教授課程を置いてゐる。

その大要は左の通りである。

第一期 自四月十五日至八月三十日
衛生統計學、細菌學、血清學、寄生蟲學、疫學、衛生獸醫學、飲食物及藥品検査法、小兒衛生學等

臨地訓練(自七月一日至九月三十日 一日)

第二期 自四月十五日至八月三十日
衛生統計學、細菌學、血清學、寄生蟲學、疫學、衛生獸醫學、飲食物及藥品検査法、小兒衛生學等

臨地訓練(自七月二十一日至八月三十日 一日)

第三期 自十月一日至十二月三十日
衛生行政、生理衛生、建築衛生、衛生統計學、細菌學、分析學、臘器化學、植物化學、微生物學、消毒法、溫泉學、防毒科學、物理化學等

臨地訓練(自十一月十六日至三月十五日 一日)

第四期 自七月一日至九月三十日
工學、衛生統計學

臨地訓練(自一月一日至三月十五日 一日)

第五期 自九月一日至十一月十五日
臨地訓練

收容定員及び教授期間は、醫學部は五

十名一ヶ年、藥學部は二十名一ヶ年、歯學部は二十五名四ヶ月である。入學資格は大體醫學部は大學卒業程度、藥學部及び獸醫學部は專門學校卒業程度以上を

規準としてゐるが、その他の者でも教授會の銓衡に合格すれば收容する事が開かれてゐる。また外國の衛生技術者で外

國政府の委嘱ある場合は、教授會の銓衡を経、厚生大臣の認可を受ければ、留学生として入學せしめる事になる。尙ほ又食堂の設けがあつて實費で食事を提供する。

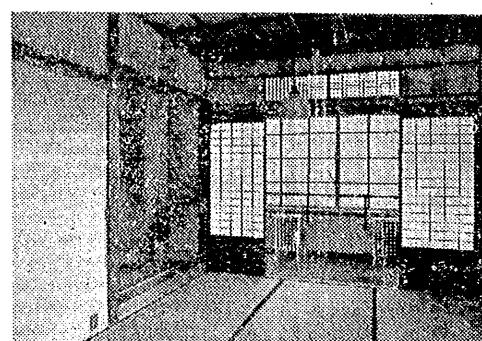
寄宿舎の設備があつてその定員は三十四名である。尙ほ又食堂の設けがあつて實費で食事を提供する。

公衆衛生院はこのほかにも諸種の講習を行ふものであるが、實施確定の講習は、營業指導員の講習、保健所職員即ち所長技師、指導員及び保健婦の四者に對する講習である。

書記四名判任である。

で入學せしめることがある。
また特殊事項の研究希望者は、同じく教授會の銓衡を経て研究生として入學せしめる事になつてゐる。

以上本科生、臨講生及び研究生の何れも授業料を徵收しない。また本院には



寄宿舎の内部

結

び

今や帝國は未曾有の時局に際し、國民保健の増進と國民體力の向上の要望い

蔣政權の對外策

外務省情報部

(一)

本年一月下旬の五中全會（中國國民黨第五屆中央執行委員會第五次全體會議の略稱）に、國民政府は今後の國際關係に處する方針として、次の三項目を提出し、同會議はこれを承認通過した、と報ぜられてゐる。

一、國際聯盟及び九國條約會議の決議案實施を各關係國に懇請する。

二、關係各國との協力によつて國際間の法律、秩序及び條約の整復に努力する。

三、外交機構及び人事を調整して最大の機能を發揮せしめ、各友邦との關係を促進する。

右の三項を解説して見ると、第一項は、國際聯盟參加國と

九國條約關係國（日本之外に、イギリス・アメリカ・フランス・イタリー・オランダ・ポルトガル・ベルギー・支那の八ヶ

國）の援助を受けて日本に對抗しようとするのであり、第

二項の關係國といふのは支那に利害關係を有する、イギリス・フランス・アメリカ・ソ聯の四ヶ國を指してゐるのであつて、これ等の國の力を藉りて、支那を無條件で事變前の狀態に復歸させようといふのである。協力などと國民に耳さほりのいゝ言葉を用ひてゐるが、實は泣きつかうと考えてゐるのだ。

第三項は、支那にこれまで好意を示した國に、一層積極的に援助してもらふために、適所適材主義で人選して、うまくやうといふのである。これでは全く徹底した外力依存と評せざるを得ないであらう。

(二)

それから、一月二十三日アメリカのA.P.通信社、重慶特派員が、行政院長孔祥熙を訪問したときに、孔は平和恢

復の條件について次の如く語つた。

「支那側は平和條件として、少くとも一九三七年七月七日（薦滿橋事件發生の日）の日支紛爭勃發以前の狀態に復舊することを要求するものであつて、日支問題のみならず、極東全體の懸案をも解決するために、九國條約（續約）

の會議が開かれるとなれば、支那は何時でもそれに参加する用意がある。」

この孔院長の談話も、九國條約關係國を調停役兼保證人として、無條件なはぢ、償金その他のを少しも出さずに、事變前の狀態に引戻さうとするものであつて、『參加する用意がある』といつたのは『やつて貰ひたい』と解釋すべきである。

この解釋が無理でないことは、談話そのものから見たばかりでなく、後記の諸項から來た自然の結論である。ことを附記しておきたい。少くともいやだが、更に蒋介石夫人宋美齡の談話も引合ひに出すことにする。この談話も一月二十五日にA.P.社記者に語つたもので、次の如くいつてゐる。

「平和條件としては、少くとも支那の領土保全、行政權

及び均等待遇が保障されることを必要とする。然ら

ざる限り、支那は如何なる第三國の調停をも受諾しないであらう。我等は徒らに平和に憧れてゐる者ではなく、支那民衆に兇しくない平和をこそ求めるのである。列國がこの點を了解して敢へて調停に乗り出すといふのならば、我々としてもこれを受け入れるに、猶かでない。」

宋美齡は賢い婦人で手も八丁口も八丁ではあるが、外交上のことは素人であるだけに『憧れてゐる者ではなく』と憤れてゐることを正直に漏らしたのは、牛賣り損ねの類と見るべきではなからうか。

(三)

五月二十二日の第百五回國際聯盟理事會で、支那代表顧維鈞は約二十分に亘り、前回の理會以來の極東の情勢に關する報告を行ひ、日本軍が引き続き支那に於いて侵略行為を繼續してゐるにも拘らず、支那の抗日精神は益旺盛であると見染を切つた後、例の如く列國の對支援助強化を要望して、財政援助の擴充、飛行機、石油、原料品等の對日禁輸、對蔣援助調整委員會の設立等、過去の理會に提出された要求を、再び蒸し返してならべ立てた。

これに對して、ハリファックス英外相は、英國は支那國民の苦痛と勇氣に同情し、種々の形式で援助を與へてゐる旨を強調した後、去る一月の理事會が調整委員會の設立に反對を表明して以來、情勢は何等の變化を見てゐないことを指摘して、支那代表の要求に對する反対意見を陳述し、ボンネ佛外相も、同様な趣旨の見解を表明して反対した。この報が支那に傳はつた後、支那側は頼みとする英佛のこの態度にがつかりしてゐる。

上海で發行される抗日系統の新聞華美晚報は、五月四日の社説に『反侵略集團は何故に極東を包括しないか』と題して、大要次の如く論じた。

U.P.通信社のロンドン一日發電報は、「ソ聯とイギリスとは歐洲の反侵略集團結成の交渉において、極東を包括しないといふ一項に對し、雙方が已に同意した。この決定は、四月三十日に駐英ソ聯大使マイスキーと英外相ハリファックスとが協議した時に、イギリス側の要求によつたものである」と報じてゐる。(中略)「英國がこれまで度々支那を援助してくれたことに對し、すでに支那人は十二分に感激してゐるから、もし更に支那を反侵略集團の中に加へてく

立ち、その結果として對支援助が積極化するであらう」と豫期してゐるからであつて、蔣派の新聞にはこれをはつきり述べたものもあつた。

今度廈門島の対岸のコロンヌで問題がおきた時に英・佛・米の軍艦が同地に集まり、海兵を上陸せしめて、日本側に對示威的行動に出たかの如き場面を演じしたことによつて、蔣派の新聞は、民主主義國の集團がいよいよ本腰で乗出したと早合點して、有頂天になつて喜び、日本が英・米佛の壓迫によつて讓歩を餘儀なくされるであらうといふ觀點から、あざけるやうな記事や論文を載せた。しかるに我が方は正當な主張と嚴然たる態度とを堅持して應對し、對手側もくら減法に横車を押すやうなことをしてゐない。これを見て自己の認識不足を棚にあげ、なぜ斷乎として最初の方向に邁進しないのだ、この際退けば日本は更に擴歩前進して始末におへなくなるぞ、と煽動めいたことでもあつて、一々擧げきれない。

(五)

れたら、支那がこれによつて得る利益に、報ゆることを知らない理は斷じてない。支那は固より自力で強敵を擊退するやう希望してゐるが、しかし友邦の熱誠なる援助は、決して忘れはしない。故に吾人の結論は、英國がその極東に對する態度を慎重に考慮して、反侵略集團中に極東を當然包括すべきである」といふのである。

(四)

蔣政権側の新聞は、最初のチエッコ問題すなはちズデー・テン地方をドイツに割譲するかどうかが問題になつてゐた際に、敵本主義でチエッコに同情し、ベルリン・ローマ・署間に對抗する英佛その他の集團の結成を要望して、その方向に熱の足りなかつた英國を日和見主義だと攻撃したが、ドイツのチエッコ併合に答へて、英國がドイツ包囲策を決行しかけた時には、英國の行動を讃美し、この際さもなく聯とアメリカとを加へて民主主義國集團を結成すべきであると盛んに書き立てた。これは日本が防共陣營の一員としてドイツ、イタリーと親善關係を保つてゐるので、反獨伊集團が結成されたら、それが自然に日本にも反對の立場に

上海の『華美晚報』は四月十二日の紙上に『反侵略の暗い一面』と題する短評を掲げ、「イタリーがアルバニアを占領した後の英國の外交政策は、ドイツがチエッコを併合した後に明るい面と暗い面とがあつたと同様な狀態である。……英國のバルカン諸國に對する消極積極の兩面を説き、その消極的方面的態度を評して、これが暗い一面であるといつてゐる暗い一面の根源は、妥協に懇々としてゐるからである。この暗い一面を取り除くためには、先づ徹底的にこの根源を除き去り、斷乎として侵略反対を決行しなければならぬ」と結んで、暗に英國が日本に積極的攻勢を取らないことを恨んでゐる。この類のものは他の蔣派の新聞にも見厭きるくらい多く出でてゐる。

上海で發行する『導報』の四月二十八日の社説に『過分に樂觀出來ない國際形勢』と題し次の如きことを述べてゐる。「(前略)英・米兩國の侵略者に對する態度には、尙ほ非常に大きな弱點がある。固より米國は、日本が支那を滅ぼしてその極東に於ける既得權に妨害を加へることを好まない。故に支那問題に對しては、一方では侵略者に反対す

るが、他の一方では日本を海上から陸上に推しあげて、東

北から西南(満洲から廣東方面への意味)に向はせようと考へてゐる。言葉を換へていへばすなはち日本をアラスカとフィリッピンから遠ざけようとしてゐるのである。米國のこの弱點は米國民の反侵略が更に一層強化されたら克服出来るのであるが、現在ではまだこれを克服してゐない。

勿論英國は日本がその支那に於いて百年かゝつて經營した利益を減茶々にしたことにつき、米國よりももつとひどく恨んでゐる。故に一方では反侵略集團の助勢で日本を鎮壓する必要があるが、しかし他の方面ではまた日本の南進を恐れてゐる。だからチエンバレンは、曾て日本の砲口を支那の西北あるひはソ聯のシベリア、または米國のアラスカとフィリッピンに向けさせようと企てた。英國のこの弱點は、米國と同様に人民の反侵略が更に強化して始めて克服出来るのであるが、しかし現在はまだ克服してゐない。(下略)

この論文は、國際情勢は大體に於いて支那に有利に展開してゐるが、結局各國は各自の利益を第一にしてゐて英・米の間にすら摩擦があるのであるから、あまり樂觀してはいけないといふ論旨である。

(六)

要するに、蔣政權の列國に對する働きかけは、何とかして日本に強力な壓迫を加へて貰はうとするのであつて、ある時は泣きつき、ある時は利益をほのめかし、ある時は助けなければ不利だと、暗に債務をふみ倒しかねないやうな素振を新聞を通して見せたりして來たが、蔣政權の非公式代表者と見るべき御用新聞の昨今の論調から推して、結局好意を有するどの國も、その好意が消極的で、徹底的に日本をへこませるまでにはやつて呉れさうもないと感じて來たやうである。

孔祥熙や宋美齡が前記の如き談話をしてからでなく、無責任で強がりばかりをいふ新聞ですらこの通りであるから、蔣政權側の一般文武官憲の腹の底がどんなものであるかは、想像に難くない。彼等は大いに悲観してゐるのであらう。

正誤 前號(第一三九號)三十七頁下段一行目「種類」は「種族」の誤植。

(40)

最近公布の法令 内閣官房總務課

◇會社利益配當及資金融通令

(四月一日公布勅令第百七十九號)

現下の時局に於いて企業經營の堅實化と産業資金の積極的供給とを圖り以つて急速に必要物資の生産力の擴充を講ずる必要があるので、國家總動員法第十條の規定に基づき會社の利益配當及び生産力擴充資金その他時局に緊要なる産業資金の融通等に關し適正なる制限及び監督を加ふることとしたもので、即ち(1)資本金二千萬圓以上の會社の利益配當に關して一定の基準配當率を定め原則としては超ゆる配當率は主務大臣の許可なくしては許されない、(2)基準配當率は昭和十三年十一月三十日以前一年内に利益配當を決定したる會社、同日以前一年以内に利益配當の決定したることなき會社、合併に因り設立せられたる會社又は合併後存續する會社及び增资の結果資本金二十萬圓以上上の會社と爲りたる會社等大々の事情に應じて決定せられる、(3)會社の經營堅實化のため支出の適正又は餘裕金の使用に關し勸告又は命令を爲し得る等の點を規定し、(4)資金融通に關しては大綱大臣必要と認むる場合に日本興業銀行に對して資金融通又は有價證券の應募引受若は買入を命じ、この命令に依る日本興業銀行の損失に對しては政府が補償を爲すこととに規定した。なほ前記の利益配當率の許可、基準配當率の認定又は指定會の認定、資金融通に關する命令は資金融通審査委員會の議

を経べきことになつてゐる。本令は四月十日より實施せられた。

◇大正十一年勅令第百二十三號 日露協會ノ設立スル哈爾濱學

院ニ關スル件廢止ノ件

(四月一日公布勅令第百八十一號)

日露協會の設立した哈爾濱學院を廢止することとなつたので、

之に伴つて廢止したものである。

◇北海道廳官制中改正ノ件

(四月五日公布勅令第百八十二號)

北海道廳官制中改正ノ件

(四月五日公布勅令第百八十三號)

地方官制中改正ノ件

(四月五日公布勅令第百八十四號)

國家總動員法に依る貨金統制令、工場就業時間制限令及び工

場事業場技能者養成令の施行に伴つてその施行事務を警視廳

保安部及び道府縣警察部の所管事項並びに工場監督官及び工

場監督官の職務中に追加する要あるため改正したものであ

る。

◇東北帝國大學官制中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百八十五號)

大正八年勅令第十六號東北帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ

スル件中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百八十六號)

大阪帝國大學官制中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百八十七號)

大阪帝國大學講座令中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百八十八號)

北海道帝國大學官制中改正ノ件

(四月十二日公布勅令第百八十九號)

大正八年勅令第十八號北海道帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ

開設スル件中改正ノ件

(四月十二日公布勅令第百九十分號)

官立工業大學官制中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百九十一號)

文部省直轄諸學校校長定員令中改正ノ件

(四月八日公布勅令第百九十二號)

東北帝國大學工學部航空學科新設に依る航空學二講座の開設、

大阪帝國大學工學部精密工學科新設及び同航空學科の學年進行

(41)

に伴ふ精密工學三講座及び航空學一講座の新增設、北海道帝國大學工學部燃料工學科新設に伴ふ燃料學講座の増設と主として之に伴ふ各帝國大學に於ける教授、助教授、助手及び書記等の増員のため改正を行ひ、又東京工業大學に於ける航空機工學科の新設及び既設應用化學科、電氣化學科に於ける機械工學科の學生招募に伴ひ教授、助教授、助手及び書記の増員並びに大阪外國語學校本科支那語科の生徒募集に伴ひ書記の増員等のため改正を行つたものである。

◇行政諸法規施行令中改正ノ件 (四月十日公布勅令第百九十九號) 売金法中改正法律の制定に伴ひ臺灣特殊の事情に因り同法第十條ノ四中特別を設けたものである。

◇利益配當審査委員會官制 (四月十日公布勅令第百九十一號) 會社利益配當及資金融通令第六條及び第七條に依り資本金二十萬圓以上の會社の基準利益配當率及び之を超過する利益配當率等の認定或ひは許可並びに會社の經理に關する監督命令は利益配當審査委員會の議を經へることになつてゐるのでこれに基づき利益配當審査委員會を設け會長一人(大藏次官)及び委員十二人以内(關係各處高等官及び知識經驗者中より命ず)を以つて組織し前記事項の調查審議に當らしめることにしたものである。

◇京城帝國大學官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第三百八號) 職業の認定が終了したので之を廢止したるものである。

◇機械技術學校官制中改正ノ件 (四月十日公布勅令第百九十三號) 稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令二依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件 (四月十二日公布勅令第百九十四號) 會社利益配當及資金融通令の施行に伴つて同令第八條に依り

會社の監督上報告を徵し、必要な場所を隨機し又業務狀況、書類及び物件等を検査する場合を生ずるので稅務署長若しくは其の代理官をして當分の内是等の事務を掌らしめることを規定したものである。

◇氣象觀官制中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第百九十七號)

◇昭和十二年勅令第六百二十四號臨時厚生省ニ臨時軍事接護部ヲ置クノ件中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第百九十八號)

◇氣象觀官制中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第二百五十七號臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第百九十九號)

◇帝國領事館附防疫官手當給與令中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第二百號)

◇昭和十三年勅令第二百五十七號臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第二百零號)

◇帝國領事館附防疫官手當給與令中改正ノ件 (四月十二日公布勅令第二百一號)

◇稅關官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百三號)

◇稅務監督局官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百四號)

◇稅務署官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百五號)

◇農林省官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第三百七號)

◇農林部內臨時職員設置制中改正ノ件 (四月十九日公布勅令第二百四十九號)

◇地方體育運動職員制中改正ノ件 (四月十九日公布勅令第二百五號)

◇稅關官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百三號)

◇稅務監督局官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百四號)

◇稅務署官制中改正ノ件 (四月十五日公布勅令第二百五號)

◇農林省官制中改正ノ件 (四月十九日公布勅令第二百四十九號)

◇農業再保險特別會計規則 (四月十八日公布勅令第二百十二號)

◇農業再保險特別會計法の制定に伴ひ同會計の收入支出等に關する規則を制定したもの。

◇米穀配給統制法ノ一部施行期日ニ關スル件 (四月十八日公布勅令第二百十三號)

◇日本米穀株式會社を設立するため、米穀配給統制法の一部の規定を四月二十日より施行することとしたものである。

◇開港場官制中改正ノ件 (四月十九日公布勅令第二百五十三號)

◇昭和十四年法律第五十九號(開港場官制中改正ノ件)の施行期日を五月一日としたもの。

◇賞勳局官制中改正ノ件 (四月二十二日公布勅令第二百五十四號)

◇明治四十三年勅令第二百三十六號海外外二於ケル財務處理ノ爲

大藏省ニ臨時職員増置ノ件中改正ノ件 (四月十九日公布勅令第二百四十九號)

◇昭和十四年法律第五十九號(賞勳局官制中改正ノ件)の施行期日を五月一日としたもの。

◇時局業務ノ爲陸軍部内ニ増置シタル技師ノ内勤任技師ノ定員 (四月二十二日公布勅令第二百五十七號)

◇二關スル件 (四月二十二日公布勅令第二百五十八號)

◇時局業務のため陸軍部内に臨時増置した技師の中八人を限り

転任とすることを規定したものである。

◇營林局署官制中改正ノ件 (四月二十日公布勅令第二百五十九號)

◇燃料研究所官制中改正ノ件 (四月二十一日公布勅令第二百六十號)

◇昭和十三年ノ災害被災者ニ對スル租税ノ減免等ニ關スル件

(四月二十日公布勅令第二百三十號)

昭和十四年法律第三十九號災害被災者ニ對する租税の減免徵收猶豫等に關する法律は昭和十三年中に生じた災害に關し適用されることになつてゐるので、之に基づいて昭和十三年六月二十八日より同三十日まで及び同年七月五日の風水害に因る被害者に對し租税の減免等を爲すことに規定したものである。

昭和十二年勅令第五百九十四號臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正ノ件

(四月二十一日公布勅令第二百一十一號)

昭和十二年勅令第五百九十五號臨時資金調整法ヲ臺灣ニ施行スルノ件中改正ノ件

(四月二十一日公布勅令第二百一十二號)

昭和十二年勅令第六百三號臨時資金調整法ヲ律太ニ施行スルノ件中改正ノ件

(四月二十一日公布勅令第二百一十三號)

臨時資金調整法施行令中改正ノ件

(四月二十二日公布勅令第二百一十四號)

臨時資金調整法中改正法律に依れば事業設備の新設、擴張又は改良に付いて命令の定むる金額の限度を超えた場合許可を受けることになつてゐるので、之に基づいて右金額の限度を原則として五萬圓、時局の緊要性乏しき事業設備については三萬圓にまで引下げるのこととし、なほ之と照應して事業設備の新設擴張又は改良に要する資金の貸付についても事業設備の種類に依り要許可の限度を五萬圓或ひは三萬圓と區別し、又要許可事項たりし會社の株金拂入及び社債募集中相互會社については資本

金の多寡に關係なかりしものを資本金三十萬圓以上のものに限

定し他の種類の會社と同様の取扱となす等の改正を行つたものである。

地方鐵道法中改正法律施行期日ノ件

(四月二十二日公布勅令第二百二十五號)

地方鐵道法中改正法律及び鐵道法中改正法律施行の日より、その他の改正規定は商法中改正法律施行の日より、その他の改正規定は四月二十五日より施行することにしたものである。

鐵道法中改正法律施行期日ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百二十七號)

高等官等俸給令中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百二十九號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十一號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十二號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十三號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十四號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十五號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十六號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十七號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十八號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百三十九號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十一號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十二號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十三號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十四號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十五號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十六號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十七號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十八號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百四十九號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十一號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十二號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十三號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十四號)

關東州官制中改正ノ件

(四月二十四日公布勅令第二百五十五號)

★ 濟度の光を求めて	寫眞
留日文部省は新支那建設の大施の下に日本佛教の研究にはげむ。	
★ 金の國勢調査	週報
七月一日は金の国勢調査日です。持つてゐる金はありますか? 申告しませう。	
★ 天津英佛租界隔離	ス・フの消息
凡そ吾人の忍耐は限度がある。英國側の不遜な態度にわが交渉の軍事局は頗る英佛租界を隔離した。	
★ 明日の母學園	海外通信 オリジナルのカメラ
内閣情報部編輯 定價十銭	

(46)



露光量違いにより重複撮影

5 分間の價值

$$5 \times 50 \times 365 = 91250 \text{ 分} \\ - 63 \text{ 分}$$

若しも

5人の労働者が一日に十分の時間働くとすれば
一ヶ月は 63 日分の結果となります。即ち一日5分の
時間が一ヶ月間に何回するか計算出となつて一ヶ月の時
間と合算されて結果、間に何回でござります。



大企業主様方に
ニテカタイムレコーダーは作業時間に掛かる時間
計算にかかる時間を大幅に削減し、生産性を大幅
に向上させる効果が認められております。

日本電気株式会社販賣部

ニテカ販賣部販賣部

めたの身は險保

めたの身は

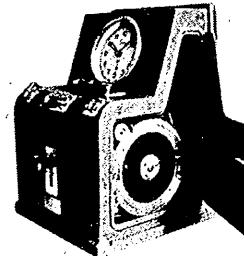
アサヒ新聞社が運営する「アサヒ新聞」

5分間の價值

$$5 \times 50 \times 365 = 91250 \dots \\ = 63 \dots$$

若しも

50人の従業員が一日に5分空時間を浪費するとすれば
一ヶ年間に 63日強の損失となります。値か一日5分の
無駄が二ヶ月餘に相當する不當支出となつて一ヶ年の利
潤を低減さす結果を慎重に御考慮下さい。



ベル・サイレン
の鳴らせる
自動時報装置附

★經營主脳者に

ニテカタイムレコーダーは作業記録に出退勤用に原價
計算に凡ゆる經營體の必需管理器として長期建設下の
能率増進に生産擴充に各方面の御好評を拍して居ます

日本電氣株式會社特定販賣所

ニテカ販賣株式會社

本社 東京市日本橋區通二(大同ビル)電日本橋 4607-5034
支店 大阪市西區土佐堀通一(大同ビル)電土佐堀 7034-4343
出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル)電東 5616

型錄
送呈

めたの身は険保
めたの身



ニテカ
時報機
生産性
向上

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十九年十月一
（昭和十九年六月二十
行（毎週二回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行



(判LA51格規定國はさ大の書本)

強健な齒と身體は勤労の根本です。それには先づ薬用クラブ歯磨で大切な齒を鍛つて下さい。口中のバイキンを完全に淨化すると共に、薬効成分がしみ込んで歯や歯ぐきを強化しますから、ムシ歯や歯槽膜炎を防ぎ、歯と身體を積極的に強化するのです。